

二一五 特定獵具使用禁止区域（銃器）

関東合・川島特定獣具使用禁止区域（銃器）

長生郡 宮町 宮地先の国道二二八号と長生郡 宮町町道一級三号線との接点を起点として、同所から同町町道一級三号線を北西へ進み長生郡勝沼町道前原橋線との接点に至り、同所から同町町道川島幹線を北西へ進み同町町道川島幹線との接点に至り、同所から同町町道川島幹線を北西へ進み一宮町右岸との交点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起終点に至る線で囲まれた区域

長生郡睦沢町妙楽寺一七七番地先の長生郡睦沢町町道妙楽寺地引線と県道大多喜一宮線

沢町と夷隅郡大多喜町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み長生郡陸沢町と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み長生郡陸沢町町道佐賀繩晝線との接点に至り、同所から同町町道佐賀繩晝線を北東へ進み同町町道一一七号線との接点に至り、同所から同町町道妙楽寺地引線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

南房総市山下地先の南房総市市道二芳一—〇四号線と『

山武郡芝山町大台地先の山武郡芝山町町道一一一四号線と同町町道

線との接点に至り、同所から同市市道三芳一〇号線を南東へ進み起終点に至る線で囲まれた区域

一九〇号線との接点に至り、同所から同町町道一九〇号線を北東へ進

「進み県道大里小地線との接続」に至り、「同所から県道大里小地線を南へ

み同町町道一一一四回線との接点に至り、同所から(同町町道一一一四回線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた)区域

二百八 白里特定獵具使用禁止区域（銃器）

大網白里市四木木地先の県道 宮貝線と大網白里市市道六一〇〇七一号線との接点を起点とし、同所から同市市道六一〇〇七一号線を北西へ進み同市市道六一〇〇二七号線との接点を起終点に至り、同所から同市市道六一〇〇二七号線を北西へ進み同市市道六一〇〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇一六号線を南西へ進み同市市道六一〇〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二八号線を北西へ進み同市市道六一〇〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二五号線との交点に至り、同所から同市市道六一〇〇二五号線を北東へ進み同市市道六一〇〇一四号線との交点に至り、同所から同市市道六一〇〇一四号線を南西へ進み同市市道六一〇〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二六号線を北西へ進み同市市道〇二一〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇一九号線を南西へ進み同市市道六一〇〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二二号線を北西へ進み同市市道六一〇〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二二号線を北西へ進み同市市道六一〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇六号線を北西へ進み同市市道六一〇〇一一号線との交点に至り、同所から同市市道六一〇〇一一号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を南東へ進み同市下ヶ傍三番四地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み東金市市道四五七六号線との接点に至り、

同所から同市市道四五五六号線を北東へ進み同市市道〇一三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三号線を北東へ進み大網白里市市道〇一〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇一六号線を南東へ進み同市市道五一〇〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇〇二号線を北東へ進み東金市と大網白里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道五一〇〇三四号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇〇三四号線を南西へ進み同市市道〇一〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇一六号線を南東へ進み同市細草一、六四一番三地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市市道五一〇〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇〇二六号線との交点に至り、同所から同市市道五一〇〇二六号線を南東へ進み同市市道五一〇〇五五号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇〇五五号線を南東へ進み県道一宮片貝線との接点に至り、同所から県道一宮片貝線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

**百十
量二川ノ傳染部特定猶具使用禁止区域**（鉛筆）
山武郡芝山町大里地先の国道一九六号と香取郡多古町町道喜多・五反

一四号線との接点に至り、同所から同町町道一四号線を南西へ進み同町町道一五九号線との接点に至り、同所から同町町道一五九号線を西へ進み同町町道一三九号線との接点に至り、同所から同町町道一四〇号線との接点に至り、同所から同町町道一四〇号線を南東へ進み同町町道一六号線との接点に至り、同所から同町町道一九六号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

山武市沖渡地先の山武市庄道〇〇—100119^印縁と回生

道〇一〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇〇六号線を北東へ進み同市市道〇一〇〇四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇〇六号線を東へ進み県道八日市場八街線との接点に至り、同所から県道八日市場八街線を北東へ進み同市市道〇一〇〇三〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇〇三〇号線を南東へ進み同市市道〇〇一〇〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇一〇　四号線を北西へ進み同市市道〇〇一〇　四号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇一〇　四号線を南へ進み同市市道〇〇一〇　三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇一〇　三号線を北西へ進み同市市道〇〇一〇　二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

二百十一 ハルヒ成田特定獣医使用禁止区域（銃器）

との接点に至り、同所から同町境線を北東へ進み同町町道一一九三号線との接点に至り、同所から同町町道二一九二号線を北東へ進み同町町道一一一七号線との接点に至り、同所から同町町道一一六号線を北東へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から同町町道二一九二号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

の交点に至り、同所から同市市道一一五五号線を南東へ進

至り、同所から直通八日市場末線を北西へ進み起終に至る線

一百十五 銃子豊里台特定獵具使用禁止区域（銃器）

二百十六 山武市上横地特定獣具使用禁止区域（銃器）

一百十七 山武市富口特定獵具使用禁止区域（銃器）

山武市富口地先の県道成東鳴浜線と山武市市道〇〇一—一〇一—〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇〇一—一〇二四号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇一—一〇一四号線を南東へ進み同市市道〇〇一—一〇二二四号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇一—一〇二一四号線を南西へ進み県道成東鳴浜線との接点に至り、同所から県道成東鳴浜線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

富津市竹岡地先の富津市市道二八七号線と同市市道二九四号線との

富津市竹岡地先の富津市市道三一八七号線と同市市道三一九四号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二九四号線を南西へ進み同市市道三二九三号線との接点に至り、同所から同市市道三二九三号線を南東へ進み同市市道三二九一号線との接点に至り、同所から同市市道三二九一号線を南西へ進み同市市道三二八五号線との接点に至り、同所から同市市道三二八五号線を北東へ進み同市市道三二八六号線との接点に至り、同所から同市市道三二八六号線を北西へ進み同市市道三二八八号線との接点に至り、同所から同市市道三二八八号線を北東へ進み同市市道三二八七号線との接点に至り、同所から同市市道三二八七号線を北東へ進み同市市道三二九〇号線との接点に至り、同所から同市市道三二九〇号線を北東へ進み同市市道三二八七号線との接点に至り、同所から同市市道三二八七号線を北東へ進み起點に至る線で囲まれた区域

富津市障子谷地先の富津市市道一一六号線と同市市道一〇六六号線

二百一十一 明神台谷津保全ゾーン特定開発史用禁止区域（流器）接点に至り、同所から県道・郡道を西へ進み同市市道一〇三・八号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三・八号線を北西へ進み同市市道一〇三七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三七号線を北東へ進み同市市道一一六号線との接点に至り、同所から同市市道一一六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

佐倉市西御門三〇番四ほか五七筆のちばリサークパーク環境保全ゾーン区域内

東金市家徳地先の原道東大金片目線と東大市市道四〇・四六号線との接点を起点として、同所から直道東大金片目線を南東へ進み同市市道四一〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道四一〇〇号線を南西へ進み同市市道〇一二二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二二号線を北西へ進み同市市道〇一二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三五号線を南西へ進み同市市道〇一二六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二六号線を北西へ進み同市市道四〇・四六号線との接点に至り、同所から同市市道四〇・四六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

地積物定額算用禁上回地（鋸器）

二百一十三 作業特定器具使用禁止区域（銃器）

山武郡九十九里町小閑地先の県道飯岡片貝線と山武郡九十九里町町道一七号線との交点を起點とし、同所から同町町道一七号線を北西へ進み東道〇四一〇〇七五号線を北東へ進み山武市市道〇四一〇〇七五号線との接点に至り、同所から同市市道〇四一〇〇七五号線を北東へ進み県道成東鳴浜線との接点に至り、同所から県道成東鳴浜線を北西へ進み同市市道〇〇一一〇一九号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇一一〇二九号線を北東へ進み同市市道〇〇一一〇二八号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇一一〇二八号線を南東へ

山武市松尾町松尾地先の国道二二六号と県道千葉八街横芝線との接点を基

同所から木戸川左岸を北西へ進み山武市市道〇〇一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇一〇一〇号線を北東へ進み同市市道一〇一〇一號線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇一〇一〇号線を北西へ進み同市市道一〇一〇一七五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇一七五号線を北西へ進み同市市道一〇一〇一八〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇一八〇号線を北西へ進み同市市道〇九一〇一八七号線との接点に至り、同所から同市市道〇九一〇一八七号線を北東へ進み同市市道〇九一〇一九四号線との接点に至り、同所から同市市道〇九一〇一九四号線を南東へ進み同市市道一〇一〇一六八号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇一六八号線を北東へ進み同市市道一〇一〇一六四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇一六四号線を北東へ進み同市市道一〇一〇一六五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇一六五号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

木更津市伊豆島地先の館山自動車道と伊豆島橋跨高速道路

更津市矢那の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み木更津市と袖ヶ浦市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み木更津市市道二六八一一号線との交点に至り、同所から同市市道二六八一一号線を南西へ進み同市市道二六八一一号線との接点に至り、同所から同市市道二六八一一号線を北西へ進み同市市道二六八一一号線との接点に至り、同所から同市市道二六八一一号線を北西へ進み同市市道七四六七号線との接点に至り、同所から同市市道七四六七号線を南西へ進み同市市道二六九号線との接点に至り、同所から同市市道二六九号線を北西へ進み県道木更津末吉線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

君津市大野台地先の君津市市道市宿・日渡根線と県道君津

君津市大里台北先の君津市市道市宿・日渡根線と県道久留里鹿野山湊線との接点を起点として、同所から県道久留里鹿野山湊線を南東へ進み国道四六五号との接点を起終点とし、同所から県道久留里鹿野山湊線を北西へ進み国道四六五号との接点を起終点とし、同所から国道四六五号を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点を至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を北西へ進み同市市道市宿・鹿野山線を北東へ進み同市市道君津・清和線との接点を至り、同所から同市市道君津・清和線を北東へ進み同市市道市宿・日渡根線との接点を至り、同所から同市市道市宿・日渡根線を東へ進み起終点に至る線で囲まれた区域

東へ進み県道長浦上総線との接点に至り 同所から県道長浦上総線

二百一十八 市原海上特定獣具使用禁止区域（銃器）

東関東自動車道千葉富津線と国道一九七号との交点を起点として

交点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を北東へ進み起

二百一十九
八街中央特定獵具使用禁止区域（新設置）

同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み八街市市道〇〇六〇〇

横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を西へ進み県道成東酒々井線との接点に至り、同所から県道成東酒々井線を北西へ進み同市市道

一級〇三号線との接点に至り 同所から同市市道一級〇三号線を

線を東へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

一百二十 吉倉特定獵具使用禁止区域（銃器）

（二）「新嘉坡」之「新嘉坡」，係指該處之新嘉坡市，非指該處之新嘉坡公司。新嘉坡公司之總辦事處，設於新嘉坡市之新嘉坡公司總辦事處，即新嘉坡公司總辦事處。

一百三十一 木戸浜特定獣具使用禁止区域（銃器）

山武市小松地先の県道飯岡一宮線と山武市市道〇〇一-Ⅰ〇三二号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇〇一-〇三三号線を北西へ進み同市市

道〇五一〇一二九号線との接点に至り、同所から同所と木戸川左岸の同市市道〇五一〇四四号線の始点とを結んだ直線を北へ進み同市市道〇五一〇四四号線の始点に至り、同所から同市市道〇五一〇四四号線を北東へ進み同市市道〇〇一〇五三号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇一〇五三号線を南東へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十三 長南町内特定獣具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町山内地先の長生郡長南町道三級山内二八号線と同町町道一級山内市原線との接点を起点として西へ進み同町町道三級山内二八号線の終点に至り、同所から同町町道三級山内二八号線を南西へ延長した直線を南西へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同町町道二級山内市原線との接点に至り、同所から同町町道二級山内市原線を北へ進み起點に至る線で囲まれた地域

長生郡長林田町坂前村先の岐阜三葉方面線と長生郡長林田町道一三

至り、同所から同町町道一四七五号線を東へ進み同町山根二、〇一二番一六八地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同町町道一三三一号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三一号線を南東へ進み同町町道一三〇二号線との接点に至り、同所から同町町道一三〇二号線を南東へ進み同町町道一四七五号線との接点に至り、同所から同町町道一四七五号線を南西へ進み同町町道一三三三三号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

、同所から同市市道岬八号線を北へ進み同市市道岬四二三六号線へ

号線との接点に至り、同所から同市市道岬四二一四四号線を北へ進み同市市道岬四二二八号線との接点に至り、同所から同市市道岬四二二八号線を西北へ進み同市市道岬四二〇七号線との接点に至り、同所から同市市道岬四二〇七号線を南西へ進み県道夷隅長者線との接点に至り、同所から県道夷隅長者線を西へ進み同市市道岬一号線を西へ進み同市市道岬一二六九号線との接点に至り、同所から同市市道岬一二六九号線を北へ進み県道夷隅太東線との接点に至り、同所から県道夷隅太東線を北東へ進み同市市道岬六号線を南東へ進み夷隅川右岸との交点に至り、同所から夷隅川右岸を北東へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

国道四六五号と富津市市道高溝高石線との接点を起点とし、

進み同市市道大森蛭田線との交点に至り、同所から同市市道大森蛭田線を北西へ進み同市恩田字南ヶ崎五一一番地先の里道との接点に至り、同所から同市市道久留里鹿野山湊線を北東へ進み同市市道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から同市市道久留里鹿野山湊線を南東へ進み林道鹿野山一号線との接点に至り、同所から同市市道久留里鹿野山湊線を南東へ進み林道鹿野山一号線との接点に至り、同所から同市市道久留里鹿野山湊線を南東へ進み林道鹿野山線の終点から西へ延長した直線との交点に至り、同所から同市市道久留里鹿野山線の終点から西へ延長した直線を東へ進み林道鹿野山線との接点に至り、同所から林道鹿野山線を北東へ進み同市田倉字アラチ二八番地先の君津市と富津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市宇摩原字大田五四六番一地先に至り、同所から尾根を南西へ進み同市高溝字大谷一二八番五地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道南畑大谷線との接点に至り、同所から同市市道南畑大谷線を南西へ進み同市市道高溝高石線との接点に至り、同所から同市市道高溝高石線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

木更津市下望陀一三四番一地先の木更津市管理道路を起点とし、同町

市市道一 一五号線を南東へ進み袖ヶ浦市市道一二二五号線との接点に至り、同所から同市市道一二二五号線を南東へ進み同市横田四、七七五番五地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を東へ進み同市永地一、六七四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市横田五、五二〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市横田五、五二九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、五三三番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田五、六四八番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、六五一一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田六四二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道五二一〇号線との接点に至り、同所から同市市道五二一〇号線を南へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道馬来田停車場中川線との接点に至り、同所から県道馬来田停車場中川線を南東へ進み同市市道五四〇六号線との接点に至り、同所から同市市道五四〇六号線を南西へ進み同市市道一二六号線との接点に至り、同所から同市市道一二六号線を南東へ進み同市市道一二七号線との接点に至り、同所から同市市道一二七号線を西へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を北東へ進み同市市道五四〇八号線との接点に至り、同所から同市市道五四〇八号線を南西へ進み同市市道五一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇七号線を北西へ進み同市市道五一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇一号線を北東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み同市市道一二四号線との接点に至り、同所から同市市道一二四号線を北西へ進み同市大鳥居六七五番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市大鳥居七二五番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

三百三十八 八千代ゴルフクラブ特定獣具使用禁止区域（銃器）

二百三十九 立山特定獣具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡御宿町上布施地先の夷隅郡御宿町町道四〇七

夷隅郡街田上布施地先の夷隅郡街田町道四〇七九号線と同町町道四〇五号線との接点を起点とし 同所から同町町道四〇五号線を南西へ進
み県道上布施勝浦線との接点に至り、同所から県道上布施勝浦線を南西へ進み林道寒谷線を南西へ進
下冲ノ田線との接点に至り、同所から農道下冲ノ田線を北へ進み勝浦市市道一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇七線を北東へ進み同
市市道五〇八一號線との接点に至り、同所から同市市道五〇八一號線を東へ進み同町町道四〇八〇号線
を北東へ進み同町町道四〇七九号線との接点に至り、同所から同町町道四〇八〇号線を南へ進み起
点に至る線で囲まれた区域

大網白里市北今泉地先の大網白里市市道五一一〇一〇九号線と

二百四十二 匝瑳市飯塚特定獵具使用禁止区域（銃器）

所田市名木三前原十三〇番一ほか六一筆の所田村及牧場の区域内

二百四十四 乾草沼特定獵具使用禁止区域（銃器）

山武郡櫻之光町宮川地先の山武郡櫻之光町町道II—四〇号線と同町町道I—三〇号線との接点を起点として、同所から同町町道I—三〇号線を北東へ進み同町町道G〇七六号線との接点に至り、同所から同町町道G〇七六号線を南東へ進み同町町道I—一〇号線との接点に至り、同所から同町町道I—一〇号線を南西へ進み同町町道II—四〇号線との交点に至り、同所から同町町道II—四〇号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十六 東庄町青馬特定獣具使用禁止区域（銃器）

香取郡東庄町青馬地先の香取郡東庄町町道一〇八・九号線と同町町道一〇一・七号線との接点を起点として、同所から同町町道一〇一・七号線を南西へ進み同町青馬一四六番一地先の同町町道一八六号線との接点に至り、同所から同町町道一八六号線を南西へ進み同町町道一八三号線との接点に至り、同所から同町町道一八二号線を北西へ進み同町町道一〇一一号線との接点に至り、同所から同町町道一〇一・七号線の接点に至り、同所から同町町道一〇一・七号線を北西へ進み同町町道一〇八・九号線との接点に至り、同所から同町

町道一〇八九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

一、圖十七 中興特定器具使用禁止區域（鋸器）

（註）此處指的不是「新舊約全書」，而是指「舊約全書」。

いすみ市松丸地先のいすみ市中道一三〇四号²緑と県原茂原夷

り、同所から同市市道一三一四号線を北西へ進み同市市道一〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一四号線を北へ進む同市市道一九五四号線との接点に至り、同所から同市市道一九五四号線を南東へ進み同市市道二〇〇四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇四四号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

一、禁野地の定義と種類

交点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市市道一・四号線との接点に至り、同所から同市市道一・四号線を北西へ進み同市下野尻八・四番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道五・九五号線との交点に至り、同所から同市市道五・九五号線を南西へ進み同市市道五・九〇号線との接点に至り、同所から同市市道五・九〇号線を南西へ進み同市市道五・八九号線との接点に至り、同所から同市市道五・八九号線を西へ進み同市有吉一・〇七五番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道一・六号線との接点に至り、同所から同市市道一・六号線を北へ進み同市有吉一・八五一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道五・一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道五・一〇七号線を西へ進み同市有吉一・二四九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市有吉一・六三九番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

至り、同所から同市市道一〇〇号線を西側へ進み起點に至る線で、
同所から同市市道一一二号線を西北へ進み起點に至る線で、

印旛郡酒々井町飯積地先の印旛郡酒々井町道三甲一六二号線と同町町道三甲一〇二号線との接点を起点とし、同所から同町町道三甲一〇二号線を北東へ進み同町町道三甲一〇二号線の終点に至り、同所から同町町道三甲一〇二号線の終点を以て北東へ延長した直線を北東へ進み富里町と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町飯積五〇番の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み八街市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町町道三甲一〇三十七号線との接点に至り、同所から同町町道三甲一〇三十七号線を南西へ進み同町町道三甲一六三号線との接点に至り、同所から同町町道三甲一六二号線との接点に至り、同所から同町町道三甲一六二号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

一百五十五 富里市日吉倉地区特定獣具使用禁止区域（銃器）

富里市日吉倉地先の富里市市道一〇一〇二号線と同市市道一〇二九号線との接点を起点として、同所から同市市道一〇二九号線を北東へ進み成田市市道七一六二号線との接点に至り、同所から同市市道七一六三号線を北東へ進み根木名川右岸堤防法肩との交点に至り、同所から同堤防法肩を南東へ進み同市市道七一三十七号線との交点に至り、同所から同市市道七一三七号線を南西へ進み富里市市道一〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一四号線

を南西へ進み同市市道〇一—〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一—〇〇一号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域に位置する。

一百五十六 西林北部特定区域使用禁止区域（繪器）

五百一十七 東庄町粟野特定獣具使用禁止区域（銃器）

二百五十七 東庄町粟野特許猶且使用禁止区域（鋸器）
香取郡東庄町粟野地先の県道小見川海上線と香取郡東庄町町道二〇

九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八号線を北西へ進み同町町道三〇八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八号線を北西へ進み同町町道三〇九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇九号線を北東へ進み同町町道三〇一九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇一九号線を北東へ進み起點に至る線で囲まれた区域

の境界線を北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東

道佐原我孫子市軽車道線との接点に至り、同所から直進道佐原我孫子市軽車道線を南西へ進み若草大橋有料道路との交点に至り、同所から若草大橋有料道路を西北へ

進み起點にて左の線で囲まれた区域

百五十九 佐室・高台村特種種植禁上区域 (鉛筆)
いすみ市高谷地先のいすみ市市道〇一五号線と同市市道二四七号線との接点を起点とし、同所から同市市道二四七号線を南東へ進み同市市道二四八号線との接点に至り、同所から同市市道三一四八号線を南東へ進み同市市道三一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二一五〇号線を南東へ進み同市市道三一四一号線との接点に至り、同所から同市市道三一四一号線を南東へ進み国道四六五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一五号線の接点に至り、同所から同市市道〇一五号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

一百六十 金谷鄉特定獵具使用禁止區域（銳器帶）

大綱曰里市金谷郷地先の大綱曰里市市道〇一〇〇〇号線と同市金谷郷
二五八番地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市市道〇一〇〇〇号線と同市金谷郷

北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二百六十
含高壓擴張特種工具使用禁止區域
(範圍)

高津市鶴岡一、二、三番の区域

香取市長山地先の香取市市道（五三八号線）と同市長山（六七五番地）に至り、同所から同水路を北東へ進み同市長山（一九番地）に至り、同

所から同水路を南東へ進み同市長山五六三番地先に至り、同所か

自動車道水戸線との交点に至り、同所から東関東自動車道水戸線を南西へ進み同市市道へ。○号線との交点に至り、同所から同市市道へ。○号線を北東へ進み

へ進み同市市道平一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道平一一

二百六十三 迎田・片又木特定獣具使用禁止区域（銅鑄）

を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域
市原市不入斗地先の県道千葉鴨川線と市原市市道一二二二号線との接点に至り、同所から同市市道一二二三号線を南東へ進み同市市道一二二二号線との接点に至り、同所から同市市道一四八三号線とその接点に至り、同所から同市市道一四八三号線を南西へ進み同市泉台一丁目と同市片又木との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市片又木六四番地先の農地と山林との境界線の接点に至り、同所から同所と同市泉台一丁目二番四と同市泉台一丁目三番との境界線と同市泉台一丁目と同市迎田との境界線との接点を結んだ直線を北西へ進み同境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道一四九六号線との接点に至り、同所から同市市道一四九六号線を南東へ進み同市市道一四七九号線との接点に至り、同所から同市市道一四七九号線を南西へ進み同市市道一四七九号線との接点に至り、同所から同市市道一四七九号線を南西へ進み同市市道一二八九号線との接点に至り、同所から同市市道一二八九号線を南西へ進み同市市道一四七八号線との接点に至り、同所から同市市道一二九〇号線との接点に至り、同所から同市市道一二九〇号線を北西へ進み同市市道一二二二号線との接点に至り、同所から同市市道一二二二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域